

令和2年度プラスチック代替品の普及可能性調査及び プラスチックごみ散乱状況の把握手法等調査事業に係る公募要領

1. 委託事業名

令和2年度プラスチック代替品の普及可能性調査及びプラスチックごみ散乱状況の把握手法等調査事業

2. 業務の目的・内容

「令和2年度プラスチック代替品の普及可能性調査及びプラスチックごみ散乱状況の把握手法等調査事業仕様書」のとおり

3. 実施場所

関西広域連合を構成する府県市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市。以下、「構成府県市」という。）の区域

4. 委託業務の概要

- (1) 委託期間：契約締結日から令和3年3月19日（金曜日）
- (2) 予定価格（上限）：10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. スケジュール

令和2年6月30日（火）	公募開始
令和2年7月13日（月）	質問受付及び参加申込書・誓約書提出締切
令和2年7月27日（月）	提案書類提出締切
令和2年8月上旬	選定審査会（予定） 契約締結及び事業開始
令和3年3月19日（金）	事業終了

6. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 直近3か年度の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）（以下、「国又は地方公共団体等」という。）が実施する、環境技術、廃棄物、大気・水質等環境調査・シミュレーション又はこれに類する事業を履行した実績を有し、本事業の趣旨を十分に理解の上、支障なく本業務を遂行できること
- (2) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により

なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、構成府県市(※)から入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ケ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

コ 役員等（企画提案公募に参加する者の代表者もしくは役員又はこれらの者から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

サ 企画提案公募に参加する個人から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

シ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人

(3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる企業等でないこと

(4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと

(5) 構成府県市から入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと

(6) 構成府県市の地方税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと

(7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること

(8) 参加申込書を提出した者であること

7. 提出書類等について

以下、(1)～(7)はそれぞれ正本 1 部・副本 7 部を、その他は各 1 部を提出すること。

(11)～(14)は共同企業体で応募の場合のみ提出すること。また、共同企業体で応募の場合、(8)～(10)については全構成員分提出すること。

(1) 「令和 2 年度プラスチック代替品の普及可能性調査及びプラスチックごみ散乱状況の把握手法等調査事業」に係る関係書類の提出について【様式 1】

(2) 団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット等）

(3) 業務の具体的な実施内容、業務実施スケジュール（自由様式、ただし用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること）

ア プラスチック代替品の普及可能性調査

- (ア) 調査の体制及び費用（積算内訳含む）を記述すること
- (イ) 使い捨てプラスチックの実態調査及び生分解性素材等の調査における調査対象資料等（調査対象資料名、情報収集を行う研究機関・業界団体・事業者・有識者等）について具体的に、理由を含めて記載すること
- (ウ) ある使い捨てプラスチック製品の品目（1品目とする）を例として、代替素材の実用化と普及に向けて、技術開発支援、規制または基準・指針化、率先調達、事業者・消費者向け啓発及び受容性向上策、その他の施策アプローチごとに、具体的に考えられる取組みの例と、その取組み内容の検討のために収集が必要と考えられる技術情報について記述すること。

イ プラスチックごみ散乱状況の把握手法等調査

- (ア) 調査の体制及び費用（積算内訳含む）を記述すること
- (イ) 散乱状況推計モデルを活用した地域の散乱ごみ対策の例（対策の主体、対策内容、推計結果の活用方法、期待される効果等）、及び当該活用のために推計モデルに求められる機能や性質等について、理由を含めて記述すること。
- (ウ) 散乱状況推計モデルの適用にあたり、散乱状況の実測データの収集方法（受託者の調査員による実地調査以外の手法を含む）について具体的に記述すること。
- (エ) 助言を求める有識者の候補及び選定理由について記述すること

(4) 業務実施体制【様式2】

配置予定である責任者の所属・役職・氏名、業務を実施するにあたっての体制を記述すること。また、未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して記述すること

(5) 業務実績（自由様式）

平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間において、国又は地方公共団体等が実施する、環境技術、廃棄物、大気・水質等環境調査・シミュレーション又はこれに類する事業を履行した実績を記述すること

(6) 見積書（自由様式）

提案内容に基づき、委託業務を発注した場合の見積額合計、内訳を記述すること

(7) 付加提案（自由様式）

(3) ア及びイの調査を行うにあたり、関西広域連合が示す仕様を超える内容又は仕様に無い内容があれば記述すること（任意）

(8) 定款の写し

(9) 法人登記簿謄本

(10) 納税証明書（各1部）

「6 公募参加資格」の(6)に係る、各種税を滞納していないことを証明するもの（発行から3か月以内のもの）

(11) 共同企業体届出書【様式3】

(12) 共同企業体協定書（写し）【様式4】

(13) 委任状【様式5】

(14) 使用印鑑届【様式6】

8. 契約保証金

本業務の契約保証金は、契約金額の5/100以上とする（ただし、利子は付さない）

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することができる

- (1) 保険会社との間に関西広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき
- (2) 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき

9. 申込手続等

(1) 各書類の配布

ア 配布期間

令和2年6月30日（火）から令和2年7月27日（月）まで

イ 配布方法

関西広域連合ホームページ

(<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/plastickento/info/4999.html>)

からダウンロードすること。

（郵送による配布は行わない。）

(2) 各書類の提出部署

関西広域連合プラスチック対策検討会事務局

（大阪府環境農林水産部エネルギー政策課環境戦略グループ内）

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

TEL：06-6210-9549

FAX：06-6210-9259

E-mail：eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

(3) 質問の受付（質問票【様式7】）

ア 提出期限

令和2年7月13日（月）午後5時00分必着

イ 提出方法

電子メール（Email：eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp）によること

電子メール送信後、必ず電話にて（2）の提出部署あて受信の確認を行うこと

質問への回答は関西広域連合ホームページ（<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/plastickento/info/4999.html>）に掲示し、個別には

回答しない

(4) 参加申込書【様式8】及び誓約書【様式9】

ア 提出期限：令和2年7月13日（月）午後5時00分必着

イ 提出部数：各1部

ウ 提出方法

電子メール（Email：eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp）によること

電子メール送信後、必ず電話にて（2）の提出部署あて受信の確認を行うこと

電子メール受信により受付を行うが、電子メール送信後、速やかに応募書類を（2）の提出部署あて記録の残る書留郵送等にて送付すること

(5) 提案書等

上記「7 提出書類等について」の（1）から（14）

ア 提出期限：令和2年7月27日（月）午後5時00分必着

イ 提出部数：各8部（正本1部、副本7部）

※（1）～（7）はそれぞれ正本1部・副本7部を、その他は各1部を提出すること。

（11）～（14）は共同企業体で応募の場合のみ提出すること。また、共同企業体で応募の場合、（8）～（10）については全構成員分提出すること。

※ 副本7部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと

ウ 提出方法

電子メール（Email：eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp）によること

電子メールにて正本分を送信後、必ず電話にて（2）の提出部署あて受信の確認を行うこと

電子メール受信により受付を行うが、電子メール送信後、速やかに応募書類を（2）の提出部署あて記録の残る書留郵送等にて送付すること

10. 選考方法等

以下に定めるところにより開催する審査会において、提出された提案書等を基にその内容を総合的に審査する

(1) 次のいずれかに該当するものは失格とする

- ① 提出書類に虚偽の記述をした者
- ② 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者
- ③ 「6 公募参加資格」を満たしていない者

(2) 審査員

この公募型プロポーザルにおける審査会の審査員は3名とし、審査会実施後に公表する

(3) 審査方法

提出された提案書等に対する審査は、提案者によるプレゼンテーションを実施し、別添に示す審査基準により、各審査員がその内容を採点することにより実施する。

なお、プレゼンテーションの日程・場所等については、別途通知するものとする

(4) (3)により最も高い得点を獲得した者（以下、「最優秀提案者」という）を契約候補者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

なお、最優秀提案者の評価点が、基準点（100 点満点中 60 点）に満たない場合は、提案者数に関わらず選定しない

- (5) (4) により選定された者と関西広域連合は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、関西広域連合は提案に対し修正を求めることができるとし、選定者はこの求めに対して協議に応じなければならない
なお、協議が不調の場合は、(3) により順位づけられた上位の者から順に、契約候補者として契約締結に向けた交渉を行う
- (6) 企画提案の採否（審査結果）は、提案者全員に文書にて通知する
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない

11. その他留意事項

- (1) 関西広域連合は、受託者が業務の実施にあたり上記項目に反した場合には、契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有することとする
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする
- (3) 提出期限までに参加申込書を提出しない者は、提案書等を提出できない
- (4) 参加申込書及び提案書等の作成、提出及びヒアリング等に関する費用は、提出者の負担とする
- (5) 提出された参加申込書及び提案書等は返却しない
- (6) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るために十分な経験を有する責任者を配置するものとする
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、書面により関西広域連合の承諾を得た場合は、この限りでない
- (8) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする
- (9) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、関西広域連合の承諾を得た場合は、この限りではない
- (10) 受託者は、関西広域連合より業務途中の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする
- (11) 本業務に係る成果物の著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利は関西広域連合に帰属する。また、成果物は関西広域連合が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
また、受託者は、関西広域連合が必要に応じて、成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする
- (12) 受託者は、関西広域連合の書面による承諾なくして、成果物を利用し、又は第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間の終了後又は委託契約が解除された後においても同様とする
- (13) 受託者は関西広域連合に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。また、受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は関西広域連合に生じた損害を賠償しなければならない

- (14) 本業務に関する打合せや資料作成等の経費及びその他この業務に付随する必要な経費はすべて受託者の負担とする
- (15) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに関西広域連合と協議するものとする

別添《審査基準》

1 審査の流れ

(1) 要件審査

書類の不備、提案条件等未達成の場合は失格とする

(2) 審査

要件審査を通過した応募書類をもとに、「2 審査項目及び配点」に基づき、審査員が提案内容について審査を行う

【採点基準（技術点）】	5点満点	10点満点	30点満点
A（十分満足できる）	5点	10点	30点
B（満足できる）	4点	8点	24点
C（普通）	3点	6点	18点
D（劣る）	2点	4点	12点
E（かなり劣る）	1点	2点	6点
F（不足である）	0点	0点	0点

2 審査項目及び配点

審査基準は次のとおりとする

◆ 技術点（90点満点）

(1) 事業の目的・内容の理解度【10点満点】

当該業務の目的および内容を理解した提案となっているか

(2) 事業の実施体制・スケジュール【10点満点】

事業の運営体制及び配置人員等が具体的に提示され、無理なく実施できるスケジュールが示されているか。

(3) プラスチック代替品の普及可能性調査【30点満点】

調査対象資料や調査対象技術の抽出方法が具体的に提示され、効果的な調査となるような提案となっているか。

(4) プラスチックごみ散乱状況の把握調査【30点満点】

調査対象資料や散乱推計モデルの選定・構築・検証方法が具体的に提示され、効果的な調査となるような提案となっているか。

(5) 有識者意見の聴取【5点満点】

有識者等の選定が適切な提案となっているか。

(6) 付加提案【5点満点】

効果的な調査を行うためにほかに必要な内容を提案できているか

◆ 価格点（10点満点）

価格点 = 満点(10点) × 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格

※小数点第1位を四捨五入する